

新潟・山形地震

2019（令和1年）6月18日

午後10時22分 震度6弱

マグニチュード 最大6.7

6月22日出発式

長崎県知事・卯月県会議員・石井大月市長にご参加いただきました。





6月23日作業開始前。
ブルーシートを被せている家屋が目立つ
シートが固定されていない。



新潟県村上市社会福祉協議会と打ち合わせ。



災害復旧職人派遣協会の工法



地上でブルーシートに材木を巻き付けていく



材木を打ち付けたブルーシートを屋根に運び、
更に材木で固定していく。





屋根の先端での作業は危険が伴う





山梨県防災局危機管理課の職員と合流

山梨県との協定書

災害による家屋の応急復旧に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と、一般社団法人災害復旧職人派遣協会（以下「乙」という。）は、災害による家屋の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山梨県内外で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における損壊した屋根の応急復旧について定めるものとする。

（要請）

第2条 山梨県内外で災害が発生した場合において、甲は、屋根の応急復旧を必要とするときは、文書により乙に対し、協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があり、受諾した場合は、可能な範囲において損壊した屋根の応急復旧に必要な専門技能員を派遣するよう努めるものとし、甲は、乙が迅速な活動をできるように必要な協力を行うものとする。

（費用）

第4条 専門技能員の派遣に要した費用（交通費、宿泊費）については、県の規定による額を甲が負担するものとする。
2 乙は、応急復旧業務の終了後、甲に書面（様式1）により業務終了を報告し、前項に定める費用について甲に請求するものとする。
3 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第5条 甲は、乙が本協定に基づく活動によって第三者に損害を及ぼしたときは、責任を負わないものとする。

（活動報告）

第6条 乙は、甲の求めに応じて、応急復旧業務により得た知見や業務の内容等について、報告を行うものとする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制の確立を図るものとする。

（協議等）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、甲又は乙が既に他の者と締結している災害協力協定、今後個別に締結する災害協力協定等を妨げ、あるいは妨げられるものではない。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項、解釈等については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和元年6月21日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 長崎 幸太郎



乙 山梨県大月市猿橋町殿上630番地
一般社団法人災害復旧職人派遣協会
代表理事 石岡 博実

